

企業行動研究部会議事録（第 280 回）

日 時： 令和元年 12 月 9 日（月） 18:00—20:00

場 所： 中央大学駿河台記念館 3 階 310 号室

出席者： 勝田和行、河口洋徳、北川則道、木下博生、銀山一浩、小松久夫、西藤輝、佐久間健、
出口純輔、永井郁敏、野崎篤彦、野瀬哲郎、菱山隆二、平塚 直、古山英二、堀場政行、
松尾 實、峰内謙一 合計 18 名

1. 連絡事項：理事会関連報告

勝田部会長より、企業行動研究部に初参加の堀場政行氏に自己紹介が促され、本人より昨年 12 月水尾前副会長の紹介で入会したこと等が自己紹介された。名古屋が生活拠点の為、可能な場合出席することが表明された。引き続き、2020 年 2 月 28 日 JABES の経営倫理シンポジウム開催案内が確認され、テーマ 1. の発表が促された。

2. テーマ 1. 「企業不祥事と倫理学」・・・古山部会員

<報告骨子>

はじめに

時には「そもそも論」に立ち返るのも良いのではないかと考えて、以下を書きます。「そもそも論」は、文章の冒頭を「そもそも経営倫理学とは、」という具合に、「そもそも」という表現で始めることからつけられた名称で、物事を本質に立ち返って検討しようとする思考方法の一つである。

I. 倫理に関する理論

- (1) 功利主義理論：略
- (2) 義務論：略
- (3) 徳理論：略

II 企業不祥事のタイプを分類する：

若杉明（横浜国立大学の名誉教授）による分類

- 1) 工事や部材のデータ改ざん、試験計測データの偽装
- 2) 建設工事などに係る談合
- 3) 食品中毒、食品偽装、品質表示偽装
- 4) 贈収賄、汚職
- 5) 疑獄事件、すなわち贈収賄など犯罪の疑いがあるが、検察官の追及を受けながらも 罪の有無の判じにくい事件
- 6) 自動車の燃費の詐称、不正計測
- 7) 不正会計、会計監査の実効性問題
- 8) 銀行の暴力団融資—反社会勢力取引
- 9) 化粧品の製品瑕疵
- 10) 欠陥製品のリコール隠し
- 11) 金融機関におけるインサイダー取引、金融犯罪
- 12) 産業廃棄物の不法投棄
- 13) 環境汚染とその隠蔽

上記分類の中で、「偽装」、「詐称」、「不正会計」、「リコール隠し」、「不正計測」及び「隠蔽」は、嘘をつく行為であり、義務論の「一般可能性原理（universalizability principle）」に違反している。

中略

「談合」、「贈収賄」、及び「汚職」は、嘘つき行為でもただ乗り行為でもないが、「談合」は不当な取引制限として「独占禁止法」により禁じられており、その禁を破ることは法律違反である。

中略

III 必ずしも倫理違反ではない法律違反とその逆

倫理違反と法律違反は時に混同されることがある。多くの財務・会計不祥事は、金融商品取引法という法律に違反することにより発生する「法律違反により不祥事」である。

法律は、倫理を根拠に制定されると考えれば、法律違反＝倫理違反であるが、法律の根拠が必ず倫理であるとは限らない。かつて日本は、「食糧管理法」に基づき米穀類の自由な売買を禁止していた。コメの市場取引は「闇取引」として法的に罰せられた。しかし、誰もコメの市場取引が倫理違反だとは考えなかった。コメの市場取引（闇取引）が発覚して法的罰則を受けると、「運が悪かった」という感情で受け取られた。今日の「道路交通法」による制限スピード違反の罰則も、同じような感情で受け取られている。

法的な罰則規定はないが、倫理違反と考えられる行為に、パワハラ、セクハラ、いじめ等がある。こうした harassment の類は、義務論に照らしても、徳理論に照らしても、また、功利主義理論の観点からしても、明らかに倫理違反である。 以上

<質疑・意見交換>

- ・新聞紙上等に出るいわゆる不祥事について時々何がどう悪かったのか？と考えることがあったが、なるほどな、と納得できたように思う。一方個人として、横断歩道の信号が赤だが車が一台も来ないような時に渡るべきか否か悩ましいことがある。周囲に子供がいると認識した場合には渡らないようにしているが、そうでない時など渡ってしまうこともある。一方米国などでは、自己責任で、安全が担保されれば一般に赤信号もどうどうとわたる国もあるように思うが如何に。
⇒確かに子供がいる時には教育的配慮で渡らない方が望ましいが、安全性が確保できる場合、法令には違反するかもしれないが、倫理的には問題がないとの解釈も可能と思う。但しこの問題は本質的に安全性の問題であり、倫理の問題とは考えない方が良いのではないか。
- ・国によっては、そもそも信号がなく道路を渡る人は、急がずゆっくりわたることが安全の基本との考え方の国もある。
- ・道路交通法とは、安全を確保するために作られた法であり、倫理的観点から出来たものではない。
- ・食料管理法で、餓死した裁判官の話が有名だが、事実は餓死ではなく、栄養失調により病気を患い死亡したので、餓死とは言えないとの話もある。しかし、この法律が出来たのは実際食糧難の時代で人々を混乱から守るべく作られた法ともいえる。
- ・米国では、良きサマリヤ人の法というものがある。日本ではコンビニ規制というものがあり、震災の折、規制に反するから、ネギが準備できず、ざるそばが出荷できなかったという話がある。米国ではこうした場合の法令違反に対して『よきサマリヤ人の法』という考え方が適応されると聞いたこともある。
⇒日本では「お上」という考え方が根付いており、お上には逆らわないという考えが根強い。
- ・速度制限なども、取締り側の基準が法令に優先するような現象もある。（20Kまでは取り締まらないなど）
- ・法令を定める場合に、生きるために・・・、というような原則が見えなくなると主客が転倒。

- ・『法律違反ではないが、不適切だった。』というセリフが横行するうちはダメ。
- ・信号機は、そもそも人が渡れないので赤にして車を止め、人が渡れるために作ったものであったが、信号の存在が優先になったような逆転現象も多い。

以下略

3. テーマ2. 「関西電力の不祥事について、現段階でのまとめ」 菱山部会員

<発表骨子>

関西電力における金品授受・隠蔽事件「不適切だが違法ではない」と言うが、レピュテーション・信用は急落・トップは辞任

- ・コンダクト リスク

明確な法令違反ではないが、「法令、職業、行動及び倫理に関する規範など 期待される基準に満たない行為によりもたらされるリスク」

- ・レピュテーションナル・リスクの重要性が浮上

- ・関電経営前史

1. 経営の安定性を欠く

2. 原発依存度が高い 55%

- ・年月 経緯

2018年1月 金沢国税局が吉田開発を税務調査 M氏への3億円の裏金づくりが発覚

2月 会長、社長、副社長ら6人分、1億6千万円をM氏へ一括返却。

未返却分はのちに所得税を修正申告

3月 「関西電力良くし隊」から社長へ「忠告文」。不正の公表と人事刷新を求め、応じなければ公開する、と警告

4月 国税、M氏宅を反面調査 現金1億円超と関連文書を発見「関西電力良くし隊」から、19日に社長宛に、25日に監査役7人宛に「最後通牒」

6月 5日 「良くし隊」が社長宛に「総会資料を見て落胆」として情報公開先リストを示す

8日 「良くし隊」から社外公表先に告発文

9月 11日調査委員会は調査結果をコンプライアンス委員会、その後に監査役会に報告
取締役会には報告せず。公表せず。

10月 常務執行役員以上のほぼ全役員（20名超）を集めた研修会で、問題の概要を共有

2019年 9月 26日 共同通信が、会長、社長らの金品受領が税務調査で判明、と独自調査結果を配信

27日 記者会見 会長、社長ら20人が総額3.2億円を受領と発表

10月 2日 記者会見 社内調査報告書公開。会長・社長は辞任を否定

9日 記者会見 会長、社長、役員2人ら7人の辞任と第三者委員会設置を表明（社長辞任は調査終了時）

11月 28日 株主から提訴請求。善管注意義務・忠実義務に違反した取締役・元取締役5名に54.2億円の損害賠償を求めよ。

- ・「不祥事対応プリンシプル」（日本取引所自主規制法人）の適用
- ・原因解明の第一幕：社内調査委員会による調査
- ・問題の矮小化：「経営責任」をぼやかす？
- ・社内調査委員会による「再発防止策の提言」
- ・原因解明の第二幕：社外委員による第三者委員会の発足

- ・ 社外第三者調査委員会の報告に注目
- ・ 第三者委員会報告書格付け委員会 久保利委員長から第三者委員会への説明申し入れ
- ・ M氏が金品を贈った狙いは？第三者委員会の説明を待つ
- ・ そのほかの社外組織からの監視
 1. 日本監査役協会 会長の声明」
 2. 高浜町が調査委員会を設置。金品のやり取り、M氏関連会社への有利な取り計らいなどを調べる。
 3. 福井県が調査委員会設置。県職員 109 人が M氏から金品收受、と発表
- ・ 当面、急がれるガバナンス策
 - ①経営理念への回帰
 - ②人事・報酬等諮問委員会の機能回復と後任の選任
 - ③取締役会はモニタリングモデルが適するか？

以上

<質疑・意見交換>

- ・ ここに書いてないこと、すなわち政治家への金の流れなどが多分裏にあると思うが、それで経営者だけが辞める訳に行かなかったというような事が有るのではないか。特に皆、口をそろえて返せなかったのが預かったというが、本当にそうなら会社の金庫等に預けるのが筋だと思う。このような原始的な回答は聞くに堪えない。これが印象。
- ・ 電力会社は、法的に赤字にならないように決められているはずなのに、なぜ関西電力ばかりが連続して赤字になったのか？

⇒この間2回値上げをしてきたが、それを上回る支出に起因したものと考えられる。
- ・ お金の流れについて聞きたい。この個人がどのようにしてこうしたお金を調達したのか？実際には電力会社等が何らかの形で金を払うから金がこのように潤沢にあるのではないのか？そうであれば、会社でもらうならまだ理解ができるが個人で受け取るなどは到底理解できない。

⇒報道では、吉田開発など4社ほどのコンサル会社などを営んでおり、様々な顧問料などの名目で資金が集められている。その金額が非常識なものであった。

さらにこうした構造が複雑にあったのではないか。
- ・ 他の電力会社でも同じ様なことがないのか？

⇒各社調査をしたが、なかったというのが現状の報告と聞いている。
- ・ 税制上の問題は？

⇒工事費から還流しているはずで、実態が本当に見通せなくなっている。明らかに税務は未処理であり、追徴される形になっている。
- ・ 長い腐れ縁関係がなせる業という説もある。福井県の犠牲によって、成り立ったこと。
- ・ 日本ではなんでも第三者委員会が前面に出るが、アメリカでは内部のオーデッドコミッティーが徹底的に調査し結論を出す仕組みである。エンロン事件以来徹底した社外役員による体制が強化されている。モニタリングシステムを明確にしている。特に上位者から監視される体制となっている。
- ・ もともと当該の人物は同和関連のボスとの説もあるが、本件の本質とは無関係と考えるべきか。
- ・ 第三者委員会の選任の仕方にも大いに問題がある。元検事を持ってくるのは極めて田舎的発想。
- ・ 世間知らず、マスコミ知らずの第三者委員会構成になっていると思う。

以下略

4. その他

最後に初参加の堀場氏の発言が求められ、堀場氏より経歴概要等について補足的説明がなされた。
その後、新年も積極的な活動への期待が述べられ閉会した。

以上

議事録送付先(敬称略)：

[部会員]：秋山和久 安藤 顕 石川英男 井上真由美 岩倉秀雄 上原利夫 遠藤梨栄 大泉英隆 大沼久美
岡本伊万里 岡田佳男 小澤彩子 小畑哲哉 片方恵子 勝田和行 加藤隆一 河口洋徳 川村正彦 北川則道
木下博生 銀山一浩 熊本一夫 熊本えり 栗栖徳雄 桑山三恵子 剣持 浩 小池裕子 小池恒平 小松久夫
小松昌子 近藤成径 西藤輝 櫻井功男 (順不同) 佐久間健 佐藤陽一 柴柳英二 潜道文子 高橋太一
武谷 香 田村尚子 出口純輔 徳山 誠 永井郁敏 那須一貴 西村秀美 根本三千夫 野崎篤彦 野瀬哲郎
比賀江克之 樋口晴彦 肥後文雄 菱山隆二 平塚 直 古谷由紀子 古山英二 堀場政行 増澤洋一
増淵隆史 松尾 實 松本邦明 丸山千賀子 宮澤直幸 峰内謙一 向井恒泰 森田 充 森 敦子 森下和代
山中 裕 山本明男

[学会本部]：潜道会長 梅津前会長 水尾前副会長 高橋元会長 内田事務長